



令和7年度

山口県教育委員会免許法認定講習・希望聴講
(幼稚園教諭免許法認定講習)

Q & A

山口県乳幼児の育ちと学び支援センター

TEL : 083-933-4450

Mail : a50908@pref.yamaguchi.lg.jp



Q1 幼稚園教諭免許法認定講習とはどのようなものですか？

幼稚園教諭免許法認定講習は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、幼稚園教諭二種免許状をお持ちの先生が一種免許状を取得するために必要な単位を修得できる講習です。

Q2 幼稚園教諭二種免許状から一種免許状に上進するためには、何単位必要ですか？

上進に必要な単位数は、卒業した大学と幼稚園教諭又は幼保連携型認定こども園保育教諭としての実務経験年数により異なります。

幼稚園教諭二種免許状から一種免許状への上進に必要な単位数

少なくとも3年の実務経験が必要です。

実務経験年数 卒業大学	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
四年制大学卒業	25	20	15	10	10	10	10	10	10	10
短期大学等卒業			45	40	35	30	25	20	15	10

少なくとも10単位が必要です。

Q3 実務経験が12年経過してからでないと単位は取れませんか？

いいえ、単位修得に実務経験年数の条件はありません。以下のように単位を取られている受講者もいます。

例：実務経験3年時点から1年に1～2単位ずつ修得し、12年経験時点で一種免許状の申請を行う。

Q4 1つの講座で何単位修得できますか？

1つの講座（2日間）を受講し、試験やレポートで合格すると、**1単位**を修得することができます。

Q5 どのような単位が必要ですか？

科目によって必要となる最低単位数が異なります。

＜たとえば、短期大学等卒業 実務経験12年 10単位の場合＞

免許法施行規則に規定する科目		必要 単位数
領域に関する専門的事項に関する科目		1単位以上
保育内容の指導法に関する科目 又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目 （7単位以上）	教育の基礎的理解に関する科目	2単位以上
	保育内容の指導法に関する科目	1単位以上
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2単位以上
大学が独自に設定する科目 ※「領域に関する専門的事項に関する科目」又は「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目」の中から任意に選択		2単位以上

必要単位数を修得し、かつ、合計10単位が必要となります。

くわしくは、山口県教育庁教職員課までお尋ねください。
（083-933-4550）

Q6 受講にはどのくらいの料金がかかりますか？

受講料は、1講座1,800円です。
また、単位修得証明書の発行に、1講座700円がかかります。

Q7 令和7年度はどのような講座が開設されますか？

以下の2講座を開設します。
詳しくは、各園・校に送付されている実施要項又は乳幼児の育ちと学び支援センターWebページをご覧ください。



免許法施行規則に定める 科目区分等			開設科目名 (中心となる 領域)	授与 単位	講師	開催日 【会 場】
科 目	各科目に含める 必要事項					
保育内容の指導法に関する科目又は 教諭の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学 習の時間等の指 導法及び生徒指 導、教育相談等 に関する科目	教育の方法及び 技術（情報機器 及び教材の活用 を含む。）	保育カウ ンセリング （R7）	1	山口大学 教授 白石 敏行	8月7日（木） 8月8日（金） 【オンライン】
	保育内容の指導 法に関する科目	保育内容の指導 法（情報機器及 び教材の活用を 含む。）	保育内容 指導法 （環境） （R7）	1	山口大学 教授 中島 寿子	8月21日（木） 【オンライン】 9月27日（土） 【YMfg新セミナーパーク】

Q8 免許状取得希望がなくても受講はできますか？

大歓迎です。興味・関心のある内容を選んで受講できます
(幼稚園教諭免許対象講座のみ)。

令和7年度希望職種（幼稚園免許
対象講座）申込フォーム

